報告２－資料①

介護予防ケアマネジメント検討会議について

〔公開資料〕

令和４年度 第２回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和4年10月31日

大阪市福祉局 高齢者施策部地域包括ケア推進課

介護予防ケアマネジメント検討会議について

１　総合事業開始初年度

平成 29 年度は、毎月の検討会議において、外部の医師、理学療法士、主任介護支援専門員により、介護予防サービス利用の妥当性及びケアプラン全体に関する意見が行われた。

２　平成 30 年度からの運営方法変更について

平成 29 年度の会議実施状況（会議で検討されたケース中 98%が「サービス利用が妥当」と判断される）から、サービスの選択は概ね適切に行われていると判断されたことにより、今後は外部有識者による検討は行わず、会議の内容に疑義が生じた場合や、外部有識者による検討、意見の必要性が生じる場合にのみ、別途、有識者の招聘を検討することとした。

これにより、毎月の検討会議自体は、福祉局所属の保健師等の包括担当職員・介護予防担当職員及び包括連絡調整業務を担う大阪市社会福祉協議会所属の基準３職種により開催することとされた。

３　平成 30 年度からの振り返り会議の開催について

平成 30 年度上半期の検討結果を確認したところ、介護予防型訪問サービスの利用について妥当と判断されたケースの割合が 85%と、平成 29 年度に比して 13 ポイントの低下がみられた。

本市職員等により会議を開催したことにより、外部有識者が実施していた年度に比べ判断基準が厳しくなっており、その判断基準がサービス利用者にとって不平等なものとなっていないかについて確認の必要があるのではないかとの議論となった。

これに伴い、本市職員等による検討や意見に関し、外部有識者が振り返りを行うこととで、当検討会議及び地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメントの質の向上を図り、被保険者の介護予防型訪問サービスの適切な利用の推進が図られることとなる。

なお、平成 30 年度は 2 回の振り返り会議を行ったが、平成 31 年度以降は年１回の実施とされた。

４　令和２年度以降の介護予防ケアマネジメント検討会議について

令和元年度の振り返り会議において、現行の実施方法により検討されているケースについては、「介護予防型訪問サービス」が妥当と判断された割合が 90%以上と、地域包括支援センターにおける検討が概ね適切であることを根拠とし、地域包括支援センターの知識や判断等のスキルは醸成されており、基本的に適正な判断のもとサービ

ス提供ができる状態に達しているとの判断がなされた。結果、今後は振り返り会議の開催は不要とされ、検討会議については、検討するケースを限定したうえで、次のとおり取り扱うこととされた。

（１）検討会議について

現行の「介護予防ケアマネジメント検討会議」は次のとおり。

ア　振分けのプロセスにおいて「生活援助型訪問サービス」の利用が適当となったが、地域包括支援センターが「介護予防型訪問サービス」の利用が必要と判断した場合、「検討会議」の対象外とするが、判断根拠については記録を残す。

イ　地域包括支援センターとケアプラン作成の一部委託先事業所の担当ケアマネジャーの意見が一致しない場合など、地域包括支援センターが判断に苦慮する場合、「検討会議」の対象とし、「介護予防型訪問サービス」の利用について妥当性の検討を行う。

ウ　「検討会議」の対象外となったケースの状況及び「検討会議」の開催状況は、大阪市地域包括支援センター運営協議会で報告する。

（２）実施体制

平成 29 年度以降の実施体制については、

別紙「介護予防ケアマネジメント検討会議実施体制」参照。

介護予防ケアマネジメント検討会議実施体制

年度	開催方法	検討ケース数	実施体制	
Ｈ２９	・月１回	48件	・有識者 ３名 ・地域包括支援センター職員 １名 ・福祉局職員 ５名	**介護予防ケアマネジメント検討会議** ・ 医師： １名 ※５名の持ち回り ・ 主任介護支援専門員： １名 ・ リハビリテーション専門職： １名 ・地域包括支援センター職員 ・福祉局職員： ５名
Ｈ３０	・月１回程度 ・振り返り会議 ： ２回	27件 うち24件が妥当との意見（88.9%）	・有識者 ３名 ・地域包括支援センター職員 １名 ・連絡調整事業担当職員（市社協） ２名 ・福祉局職員 ６名	**振り返り会議** ・医師： １名 ・主任介護支援専門員： １名 ・リハビリテーション専門職： １名 → **介護予防ケアマネジメント検討会議** ・地域包括支援センター職員 ・連絡調整事業担当： ２名 ・福祉局職員： ６名
Ｒ１	・月１回程度 ・振り返り会議 ： １回	15件 うち14件が妥当との意見（93.3%）	・有識者 ３名 ・地域包括支援センター職員 １名 ・連絡調整事業担当職員（市社協） ２名 ・福祉局職員 ６名	**振り返り会議** ・医師： １名 ・主任介護支援専門員： １名 ・リハビリテーション専門職： １名 → **介護予防ケアマネジメント検討会議** ・地域包括支援センター職員 ・連絡調整事業担当： ２名 ・福祉局職員： ６名
Ｒ２	・月１回程度 （該当ケースがある場合のみ）	**開催実績なし** ・Ｒ２：50件 ・Ｒ３：38件	・地域包括支援センター職員 １名 ・連絡調整事業担当職員（市社協） ２名 ・福祉局職員 ６名	大阪市地域包括支援センター運営協議会 報告 **介護予防ケアマネジメント検討会議** ・地域包括支援センター職員 ・連絡調整事業担当： ２名 → 係長１名、係員１名（基準３職種） ・福祉局職員： ６名 → 課長、課長代理、担当係長３名、係員１名（事務、保健師）

※検討会議は、一部委託先事業所の介護支援専門員は出席対象外。
※振り返り会議は、有識者が助言者として出席。（地域包括支援センター職員は出席対象外。）

Ｈ２８年度第１回市運営協議会

第１号介護予防支援事業について、振分けのプロセス案を報告。

Ｈ３０年度第１回振り返り会議

Ｈ２９年度の状況から、概ね適正に行われているため、検討会議の内容に疑義が生じた場合のみ、有識者を招集し検討する。

Ｈ31.3.6 振り返り会議において決定

次年度はＨ３０年度と同様の取扱いとし、振り返り会議は年度末に開催。
その後の会議の進め方は、その際に議論する。

Ｒ2.2.13 振り返り会議において決定

・包括が介護予防型訪問サービスの利用が必要と判断した場合は検討会議対象外。（判断根拠を記録。）
・両者の意見が一致せず、包括が判断に苦慮する場合のみ検討会議対象。
・振り返り会議を開催しないこととしたことにより、**介護予防型訪問サービスが必要としたすべてのケース(検討会議対象・対象外の両方)について、市運営協議会へ報告。**

○Ｒ３年度第１回市運営協議会報告
→ Ｒ２：50件
○Ｒ４年度第１回市運営協議会報告
→ Ｒ３：38件